第１回　高病原性鳥インフルエンザ等に係る
京都府家畜伝染病等対策本部会議

令和７年12月16日（火）11時50分～
京都府庁第１号館６階危機管理センター
災　害　対　策　本　部　会　議　室

次　　第

１　開　会

２　議　題

（１）家きん及び野鳥における高病原性鳥インフルエンザの状況について

（２）京都府の対応について

（３）各部局の役割について

（４）その他

３　閉　会

第1回京都府家畜伝染病等対策本部会議出席者名簿

部 局 名	職　　名	出席者	備考
	知事	西脇　隆俊	
	副知事	古川　博規	
	副知事	鈴木　一弥	
	危機管理監兼危機管理部長	南本　尚司	
知事直轄	知事室長	畑中　健司	
知事直轄	職員長	林田　匡民	
知事直轄	会計管理者	吉田 ひろみ	
総務部	総務部長	臼井　智彦	
総合政策環境部	総合政策環境部長	岡本　孝樹	
文化生活部	文化生活部長	嶋津　誉子	
健康福祉部	健康福祉部長	井原　正裕	
商工労働観光部	商工労働観光副部長	玉木　利忠	代理出席
農林水産部	農林水産部長	小瀬　康行	
建設交通部	監理課長	里　友宏	代理出席
府議会	事務局長	山口　隆壮	
監査委員	事務局長	松村　弘毅	
人事委員会	事務局長	西村　美紀	
労働委員会	事務局長	山田　智樹	
教育委員会	教育監兼学校危機管理監	山下 俊彦	代理出席
警察本部	本部長	吉越　清人	
山城広域振興局	局長	古澤　明	Web
南丹広域振興局	局長	井爪　環	Web
中丹広域振興局	副局長	高橋　和男	Web 代理出席
丹後広域振興局	局長	塩見　豊寿	Web

第１回高病原性鳥インフルエンザ等に係る京都府家畜伝染病等対策本部会議

配　席　図

令和７年12月16日（火）　11時50分～
京都府庁１号館６階 災害対策本部会議室

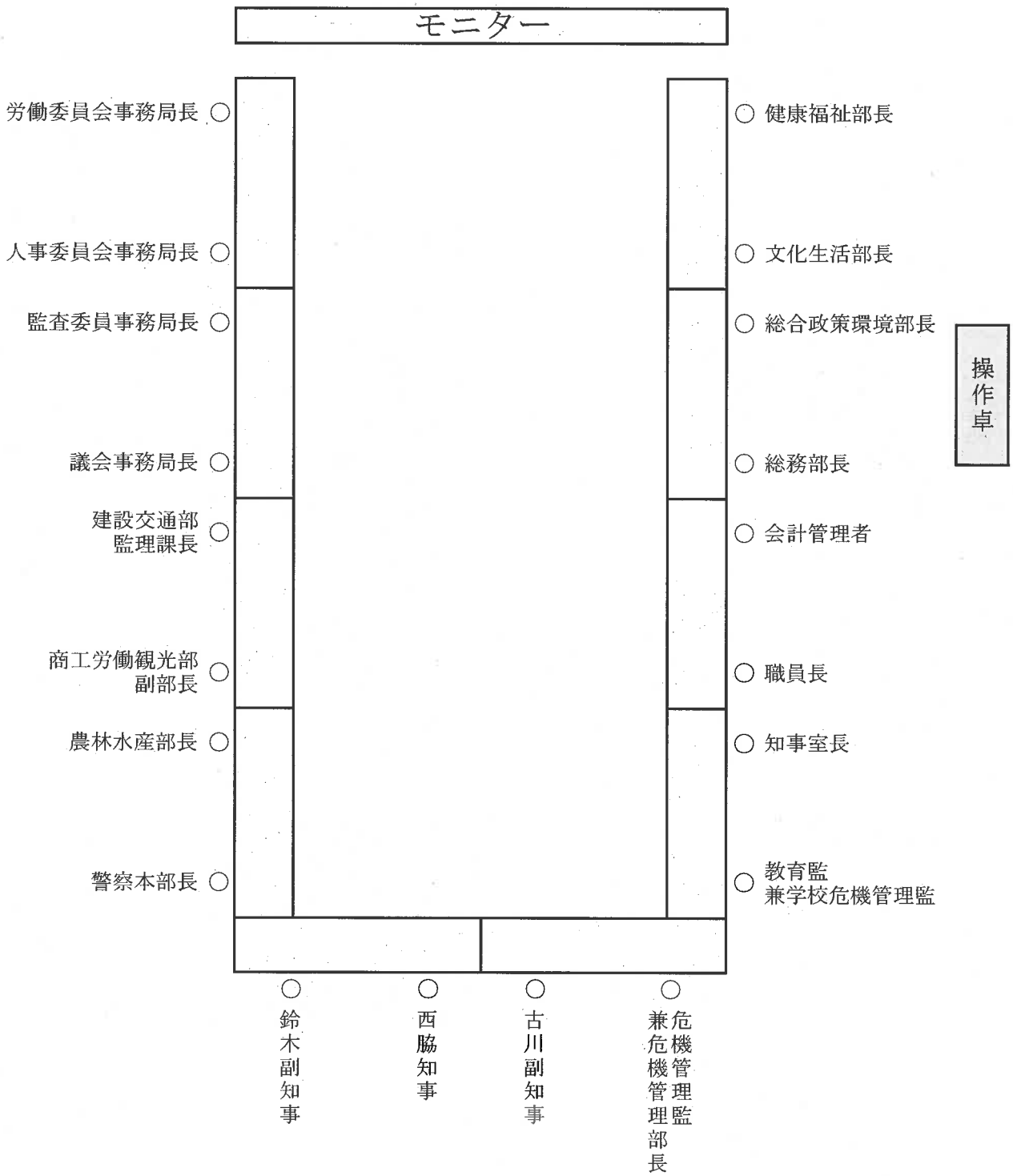

高病原性鳥インフルエンザ等に係る
京都府家畜伝染病等対策本部会議資料

令和７年12月16日(火)

１　家きん及び野鳥における高病原性鳥インフルエンザの状況について

２　京都府の対応について

（１）家きんへの対応

（２）野鳥への対応

３　各部局の役割について

資料1

1　家きん及び野鳥における高病原性鳥インフルエンザの状況について

1　Ｒ７シーズン国内における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

○今シーズンにおける国内家きん農場での発生状況

事例	発生日	場　所	用　途	飼養規模	ウイルス亜型	参　考
1	R7.10.22	北海道白老町	採卵鶏	約45.9万羽	H5N1	北海道１例目
2	R7.11.2	北海道恵庭市	採卵鶏	約23.6万羽	H5N1	北海道２例目
3	R7.11.4	新潟県胎内市	採卵鶏	約63.0万羽	H5N1	新潟県１例目
4	R7.11.9	新潟県胎内市	採卵鶏	約28.0万羽	H5N1	新潟県２例目
5	R7.11.22	宮崎県日向市	肉用鶏	約 4.8万羽	H5N1	宮崎県１例目
6	R7.12.2	鳥取県米子市	肉用鶏	約 7.5万羽	H5	鳥取県１例目
7	R7.12.16	兵庫県姫路市	採卵鶏	約24.0万羽	H5	兵庫県１例目
計		５道県		約196.8万羽		

○今シーズンにおける国内野鳥での高病原性鳥インフルエンザ確認状況

	都道府県名（回収日）	件数	ウイルス亜型
1	北海道　(R7.10.15～12.1)	２１	H5N1（20）、H5（1）
2	宮崎県　(R7.10.22～11.21)	7	H5N1　(7)
3	山形県　(R7.11.5)	1	H5N1　(1)
4	鹿児島県 (R7.11.3～12.8)	２１	H5N1（20）、H5（1）
5	新潟県　(R7.11.12～11.14)	2	H5N1　(2)
6	福岡県　(R7.11.11)	1	H5N1　(1)
7	群馬県　(R7.11.12)	1	H5N1　(1)
8	福島県　(R7.11.14)	1	H5N1　(1)
9	大分県　(R7.12.1)	1	H5N1　(1)
10	高知県　(R7.12.8)	1	H5N1　(1)
計	10道県	５７	

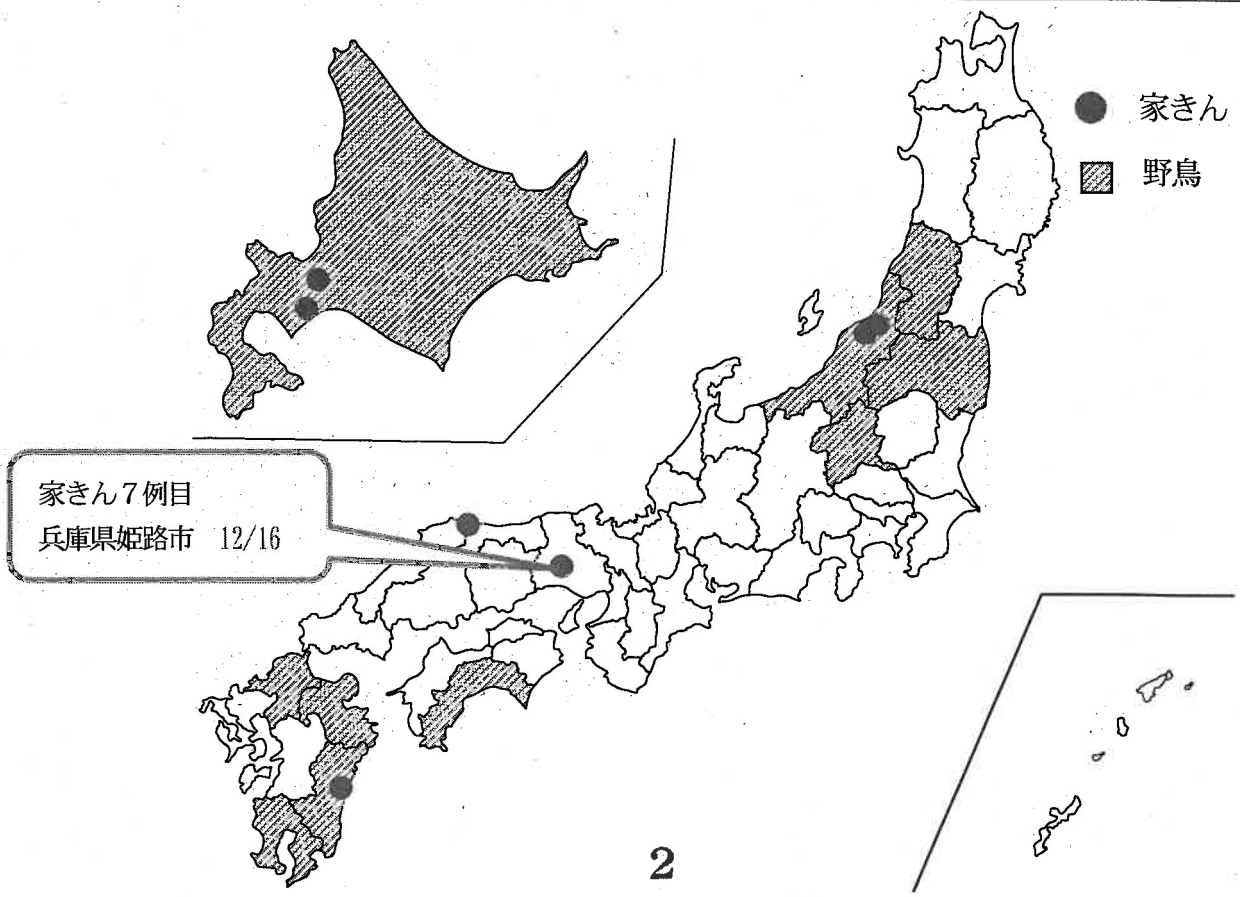

国内における高病原性鳥インフルエンザ発生の推移

令和７年12月16日９時現在

		R2ｼｰｽﾞﾝ	R3ｼｰｽﾞﾝ	R4ｼｰｽﾞﾝ	R5ｼｰｽﾞﾝ	R6ｼｰｽﾞﾝ	R7ｼｰｽﾞﾝ
家きん	初発	11月５日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日	10月22日
	最終	３月13日	５月14日	４月７日	４月29日	２月１日	
	事例数	52	25	84	11	51	7
	殺処分数	987万	189万	1,771万	85.6万	932.2万	196.8万
野鳥等	初発	10月24日	11月８日	９月25日	10月４日	９月30日	10月15日
	最終	３月３日	５月14日	４月20日	４月30日	６月17日	
	事例数	58	107	252	158	227	57

（参考）令和６年度シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザ発生状況

県名	発生事例数	農場数(疫学関連含)	初発年月日	最終発生年月日	殺処分羽数
北海道	2	2	R6.10.17	R6.11.12	約 6.4万羽
岩手県	5	5	R7. 1. 2	R7. 1.22	約123.4万羽
宮城県	1	2	R6.11.10		約 17.1万羽
茨城県	1	1	R6.12.29		約107.9万羽
埼玉県	1	1	R6.11.25		約 0.3万羽
千葉県	16	18	R6.10.23	R7. 2. 1	約335.6万羽
新潟県	2	2	R6.10.26	R6.11. 6	約 33.7万羽
岐阜県	1	1	R6.11.19		約 1.5万羽
愛知県	13	13	R7. 1. 2	R7. 1.31	約186.9万羽
島根県	1	1	R6.10.31		約 40.2万羽
香川県	1	2	R6.11. 7		約 7.1万羽
愛媛県	2	4	R6.12.10	R6.12.19	約 34.1万羽
宮崎県	2	2	R6.12. 3	R7. 1.11	約 5.7万羽
鹿児島県	3	3	R6.11.20	R7. 1. 7	約 32.3万羽
計14道県	**51**	**57**			**約932.2万羽**

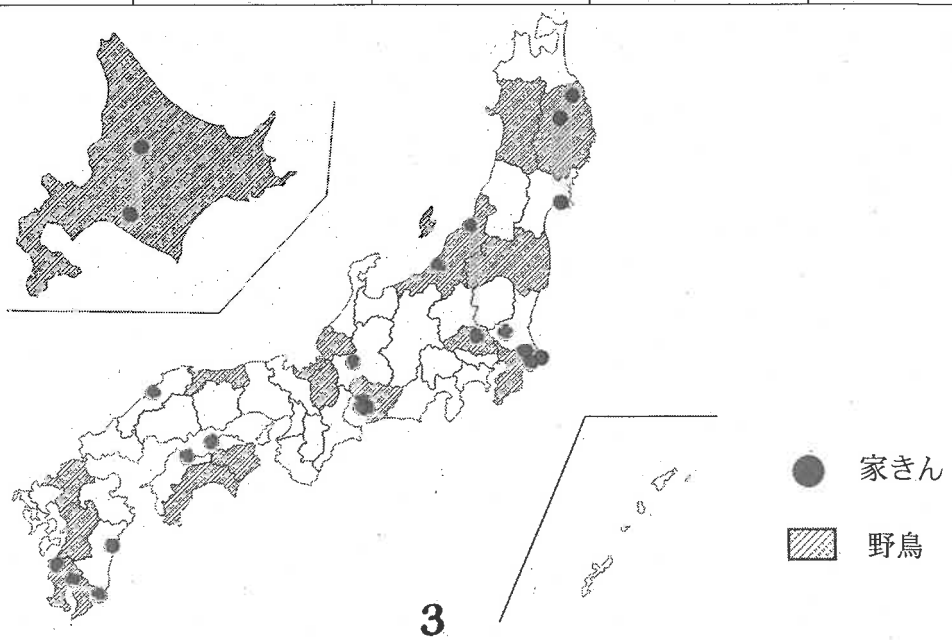

プレスリリース

兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内7例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

ポスト　印刷

令和7年12月16日
農林水産省

本日、兵庫県姫路市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内7例目）されました。
これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。
当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。
現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：兵庫県姫路市
飼養状況：約24万羽（採卵鶏）

2.経緯

（1）令和7年12月15日（月曜日）、兵庫県は、同県姫路市の農場から、通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
（2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。
（3）12月16日（火曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

3.今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1.当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2.移動制限区域の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
3.感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4.政務と兵庫県との面会等により、兵庫県と緊密な連携を図る。
5.必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6.感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7.兵庫県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。

8.「疫学調査チーム」を派遣。
9.全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
10.関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4.農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和7年12月16日（火曜日）（持ち回り開催）

5.その他

（1）我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html （外部リンク）
（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

お問合せ先

消費・安全局動物衛生課

担当者：防疫業務班
代表：03-3502-8111（内線4582）
ダイヤルイン：03-3502-8292

Copyright : Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries

資料２

２　京都府の対応について

2　京都府の対応について

（1）家きんへの対応

○異常の有無の確認と情報提供

① 異常の有無の確認

100 羽以上家きん飼養農場（63 農場）に家畜保健衛生所から電話連絡し、予防対策の徹底を指導するとともに、全農場で異常がないことを確認済（12 月 16 日時点）

② 情報提供と注意喚起

全家きん飼養者（383 戸）に衛生情報を発出し、防鳥ネットや飲水消毒の点検、鶏舎入退時の消毒など、ウイルスの侵入防止対策の徹底を指導済

○予防対策

① 抗体検査等による監視

1,000 羽以上家きん飼養農場（48 農場）で検査を実施しており、令和７年度は 12 月 16 日（火）現在、延べ 206 農場 2,060 羽の陰性を確認済

② 強化巡回実施（10 月～３月の間、毎月１回以上実施）

100 羽以上家きん飼養農場（63 農場）を毎月１回以上巡回し、臨床検査を行うとともに、防鳥ネット、靴底消毒等のウイルス侵入防止対策の状況確認、予防対策の徹底及び異常家きん発生時の早期通報を継続して指導中

③ 小規模家きん飼養者への対策（８月～11 月の間に１回以上実施）

100 羽未満家きん飼養者（320 戸）を 11 月末までに全戸巡回し、ウイルス侵入防止対策の徹底を継続して指導済

（参考）府内の家きん飼養状況（R7.11.1現在）

（戸、千羽）

地　域	採卵鶏		肉用鶏		その他		合計		
	戸数	羽数	戸数	羽数	戸数	羽数	延戸数	実戸数	羽数
山　城	121	97	4	2	32	4	157	142	103
うち１万羽以上	4	82					4	4	82
南　丹	82	796	17	44	19	66	118	107	906
うち１万羽以上	4	779	2	31	2	55	8	8	865
中　丹	67	883	9	421	17	－	93	81	1,304
うち１万羽以上	4	874	5	415			9	9	1,289
丹　後	49	4	4	38	2	－	55	53	42
うち１万羽以上			2	37			2	2	37
合　計	319	1,780	34	505	70	70	423	383	2,355
うち１万羽以上	12	1,735	9	483	2	55	23	23	2,273

兵庫県の採卵鶏農場で国内７例目（兵庫県１例目）の高病原性鳥インフルエンザが発生!!

兵庫県姫路市の採卵鶏約24万羽を飼養する農場において、高病原性鳥インフルエンザが確認されました。

隣接県での発生です。今一度、野生動物の侵入防止や鶏舎周囲の消毒などの発生予防対策を徹底してください。

また、毎日の健康観察で異状を認めた場合は、直ちに通報してください。

☆家きん農場（１道４県７事例）

例数	月日	場所	用途	羽数
１例目	10/22	北海道白老町	採卵鶏	約45.9万羽
２例目	11/２	北海道恵庭市	採卵鶏	約23.6万羽
３例目	11/4	新潟県胎内市	採卵鶏	約63万羽
４例目	11/9	新潟県胎内市	採卵鶏	約28万羽
５例目	11/22	宮崎県日向市	肉用鶏	約4.8万羽
６例目	12/2	鳥取県米子市	肉用鶏	約7.5万羽
７例目	12/16	兵庫県姫路市	採卵鶏	約２４万羽

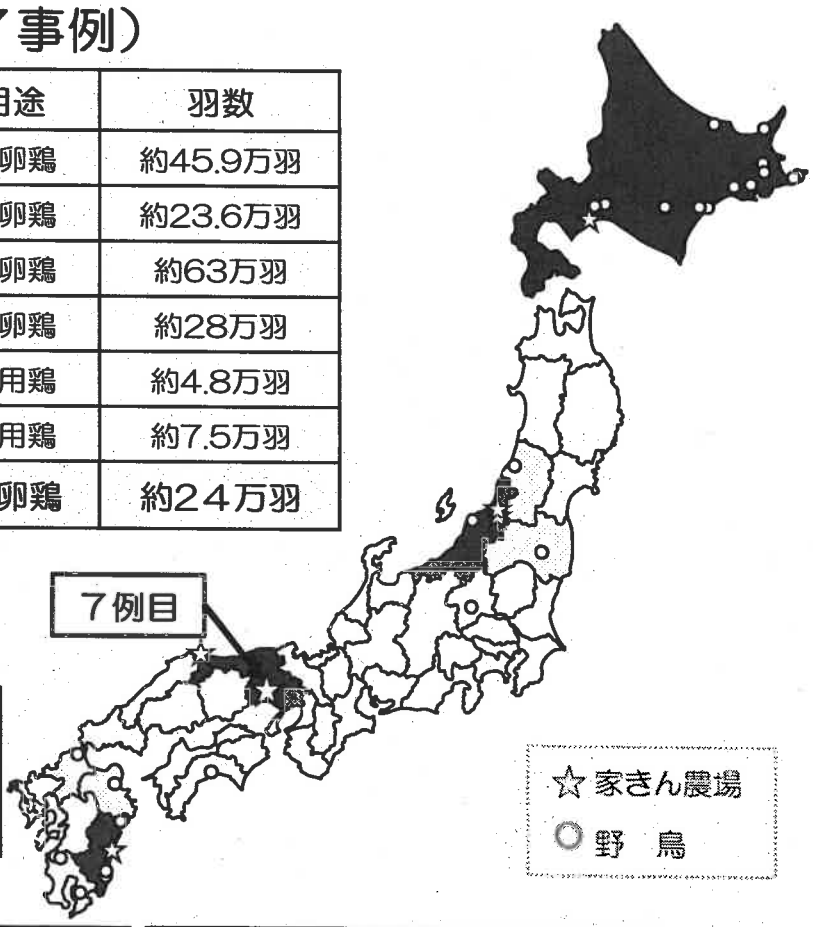

○野鳥等（１道９県５７事例）

北海道(21)、山形県(１)、福島県(１)、群馬県(１)、新潟県(２)、高知県(１)、福岡県(１)、大分県(１)、宮崎県(７)、鹿児島県(21)

※ 環境試料(水)含む

【発生予防対策のポイント】

- 衛生管理区域内に入る車両の消毒！
- 野生動物侵入防止対策の徹底！
- 鶏舎出入口や周辺の消毒徹底！
- 対策の点検・補修・改善！
- 毎日の健康観察！
- 早期発見、早期通報！

京都府中丹家畜保健衛生所
福知山市字半田371-2
☎：0773-25-1860
＊休日・夜間は転送されます

（２）野鳥への対応

○野鳥の監視　対応レベル３（国内複数箇所発生時）

① 監視強化重点箇所の巡視強化

鳥類が集団飛来する河川・ため池（養鶏農場付近含む）等の週１回野鳥の生息状況の調査及び異常監視を、第２次重点監視（46 箇所）に引き上げて対応

・第８回調査完了（12 月 15 日時点：異常なし）

※第１回～第８回　第１次重点監視箇所（27 箇所）を調査

② 死亡野鳥等の簡易検査実施

検査優先種１、２は１羽以上、３は３羽以上、その他の種は同一場所で５羽以上死亡している場合に検査を実施。

・２件２羽を検査し、すべて陰性

10 月 25 日（土）　京都市西京区　フクロウ１羽

11 月 ７日（金）　宇治市（宇治橋）　オオタカ１羽

（参考）野鳥における対応レベルと対応内容

<table>
<tr><th rowspan="2">対応レベル</th><th rowspan="2">発生状況</th><th colspan="2">鳥類生息状況等調査</th><th colspan="4">ウイルス保有状況調査（同一箇所で死亡している野鳥の検査）</th></tr>
<tr><th>監視重点箇所</th><th>頻度</th><th>検査優先種１</th><th>検査優先種２</th><th>検査優先種３</th><th>その他の種</th></tr>
<tr><td>1</td><td>通常時</td><td>－</td><td>－</td><td>１羽以上</td><td>３羽以上</td><td>５羽以上</td><td>５羽以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>近隣国
発生時</td><td>第１次重点箇所</td><td>必要に
応じて</td><td rowspan="2">１羽以上</td><td rowspan="2">２羽以上</td><td rowspan="2">５羽以上</td><td rowspan="2">５羽以上</td></tr>
<tr><td>国内
単一箇所
発生時</td><td>第１次重点箇所
又は
第２次重点箇所</td><td>週に１回</td></tr>
<tr><td>3</td><td>国内
複数箇所
発生時</td><td>府内又は
隣接府県発生時</td><td>週に１回</td><td>１羽以上</td><td>１羽以上</td><td>３羽以上</td><td>５羽以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">監視重点区域内
（発生地点から
半径10km圏内）</td><td>監視重点区域内の
第３次重点箇所</td><td>週に１回</td><td>１羽以上</td><td>１羽以上</td><td>３羽以上</td><td>３羽以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td colspan="2">第１次重点箇所：　27箇所
第２次重点箇所：　46箇所
第３次重点箇所：　79箇所</td><td>19種
カモ目（10種）
（ｵｼﾄﾞﾘ，ﾊｸﾁｮｳ等）
ﾏｶﾞﾝ，ﾕﾘｶﾓﾒ，
ｵｵﾀｶ，ﾊﾔﾌﾞｻ等</td><td>8種
カモ目（5種）
（ﾏｶﾞﾓ，ｽｽﾞｶﾞﾓ等）
ｵｵﾜｼ，ｸﾏﾀｶ，ﾌｸﾛｳ等</td><td>1，2以外の
カモ目，タカ目
フクロウ目等
（ｶﾙｶﾞﾓ，ｶﾜｳ，ｱｵｻｷﾞ，ﾁｮｳｹﾞﾝﾎﾞｳ，ｶﾗｽ等）</td><td>1～3以外の
全ての野鳥</td></tr>
</table>

○野鳥のため池飛来防止対策

農場周辺（600m 以内）のため池（66 箇所）全てで、落水等の野鳥飛来防止対策を実施済

資料３

３　各部局の役割について

各部局の役割について（京都府家畜伝染病等対策マニュアル抜粋）

部　名　等	主な事務分掌	主要な関連業務
危機管理監 防災監 農林水産部副部長 （事務局） ・危機管理総務課 ・災害対策課 ・原子力防災課 ・消防保安課 ・農政課	①府対策本部の運営に関すること ・各部局との連絡調整 ・府対策本部会議の開催 ・現地対策本部との連絡調整 ・関係機関への情報伝達 ②対策全般の総合調整に関すること ③国・市町村との連絡調整に関すること ④情報・データの一元管理に関すること ⑤定時記者発表等広報に関すること ⑥府民相談窓口の運営に関すること （総合政策環境部と共管） ⑦広域振興局との調整に関すること	
農林水産部	①防疫（家畜、野生動物等）対策に関すること ②府対策本部との調整に関すること ③家畜保健衛生所との調整に関すること ④農林水産省・環境省との連携・調整に関すること ⑤専門家会議の運営に関すること ⑥防疫資材の確保に関すること ⑦風評被害対策に関すること	・防疫措置計画の作成 ➢農場防疫対策・周辺農場対応 ➢消毒ポイントの選定、資機材確保 ・緊急動員職員の後方支援 ➢バス、トラックの調達(緊急動員職員及び備蓄資材運搬) ➢備蓄防疫資材の運搬 ➢緊急動員職員の受付及び送出
知事直轄組織 （知事室長G） （会計管理者G） （職員長G）	①報道機関との調整等に関すること ②緊急支出の審査・支払に関すること ③職員の動員及び動員者の健康管理の総合調整に関すること	・プレスリリース及び本部会議開催に係る報道機関調整 ・緊急動員及び本格動員職員の招集 ・旧婦人相談所の駐車場管理
総務部	①緊急予算編成、要望等に関すること ②焼・埋却地の選定等に関すること （市町村との調整） ③防疫資材の確保に関すること（農林水産部と共管）	・防疫資材等の購入に係る予算対応 ・焼埋却地所管市町村と必要に応じた調整(現地対策本部補佐) ・防疫資材等の調達事務 ・制限区域等の公告
総合政策環境部	①埋却地周辺の環境保全に関すること ②環境省との連絡調整に関すること ③焼却施設との連絡調整に関すること ④殺処分鶏等の焼却灰の処理に関すること ⑤府立の大学との情報連絡等に関すること	・埋却地周辺の環境モニタリング ・環境に係る相談対応 ・焼却施設の目的外使用に係る手続き ・焼却灰の廃棄物処理施設への搬出に係る手続き ・家畜等を飼育している所管大学等への情報提供及び情報収集・飼育家畜への感染防止対策指導等

部　名　等	主な事務分掌	主要な関連業務
文化生活部	①府民相談窓口の運営に関すること （本部事務局と共管） ②私立学校との情報連絡等に関すること ③食肉処理施設、食鳥処理施設等に関すること ④動物取扱業に関すること ⑤愛玩動物に関すること	・府民からの相談窓口 ・家畜等を飼育している所管大学等への情報提供及び情報収集・飼育家畜への感染防止対策指導等 ・食肉処理場、食鳥処理場及び動物取扱業者に対する情報提供及び発生防止対策指導 ・食品衛生に係る相談対応
健康福祉部	①地域住民、防疫従事者、農場作業員の健康対策に関すること（知事直轄組織と共管） ②保育園、介護施設等に関すること	・健康に係る相談対応 ・農場等動員職員等の感染防御対策等健康管理対策指導 ・家畜等を飼育している所管保育園等への情報提供・情報収集
商工労働観光部	①特別経営相談に関すること ②観光対策に関すること	・府内企業等からの相談対応 ・観光客等への風評被害防止対策
建設交通部	①道路等の消毒ポイントにおける消毒に関すること ②消毒資機材等の輸送調整に関すること ③建設業協会等との調整に関すること	・消毒ポイントの設営 ・消毒ポイントの初期の運営 ・運搬車両不足時等の調整
議会事務局	府議会議員との情報連絡等に関すること	・プレスリリース、本部対策会議内容等の伝達
監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局	防疫活動の支援に関すること	・緊急動員職員、本格動員職員の派遣
教育庁	①公立学校等との情報連絡等に関すること（学校給食を含む。） ②学校飼育動物の適正な飼養管理の徹底に関すること	・家畜等を飼育している公立学校等への情報提供と情報収集 ・公立学校飼育家畜等への感染防止対策
警察本部	①発生地域、消毒ポイント等の警戒警備・混乱防止に関すること ②治安の維持、防犯対策に関すること	・農場周辺の立入制限場所の警戒警備及び交通安全対策 ・車両消毒ポイントでの交通安全対策
現地対策本部 （広域振興局）	①現地対策本部の運営に関すること ②市町村等との連絡調整に関すること ③焼・埋却地に関する地元調整に関すること ④消毒ポイントの現地運営に関すること ⑤家畜保健衛生所の支援に関すること ⑥防疫資材以外の必要物品の確保に関すること （現地のテント、簡易トイレ等）	

高病原性鳥インフルエンザ発生時の初動フロー(全庁版)

資料１－２

	府対策本部			
業務内容	情報伝達	府対策本部運営	民間事業者 (自衛隊)	緊急動員職員・ 本格動員職員派遣
担当部局	(農林水産部) (危機管理部)	(危機管理部) (農林水産部)	農林水産部 (危機管理部)	(職員長) (農林) (健福)
実施場所	全庁	府庁	府庁	府庁
(イメージ写真)	 農場毎の防疫計画案	 対策本部会議	 民間事業者等派遣要請	 緊急動員(最大96人) 本格動員(最大776人)
農家からの異常家きん通報 →家畜保健衛生所が立入検査 ↓　１～２時間	畜産課長から全庁に メール送信(第１報) (通報事例発生報)	事務局職員 (危機管理部職員) 参集	民間事業者に情報提供 ※自衛隊は、民間事業者の対応では間に合わない時(全国での続発等)	後方支援職員 (農林水産部職員) 招集 ・バス等の確保 ・備蓄資材準備等
立入検査の結果 →簡易検査の実施を決定 (不要の場合もある) ↓　１時間				緊急動員職員 (職場・自宅待機)
簡易検査陽性 (通報後１～３時間) ↓　７～１０時間	農政課長から全庁に メール送信(第２報) (疑い事例発生報) プレス発表 ・簡易検査陽性 ・対策本部会議開催 府対策本部会議の開催 メール送信	第１回 府対策本部会議開催 ・防疫計画策定 ・消毒ポイント選定 など	(民間事業者) ・現地対策本部への参集 (自衛隊) 府対策本部会議への出席要請 ・ＬＯ(連絡員)派遣 (１万羽以上) ・自衛隊派遣調整 (10万羽以上)	緊急動員職員 府庁参集・準備 ・受付 ・班分け ・防護服着脱説明 ・健康調査 ・防疫資材搬出 ↓農場へ出発
遺伝子検査陽性 ↓　１～２時間 国が疑似患畜と決定 (通報後９～15時間)	農政課長から全庁に メール送信(第３報) 告示の実施 ・本病の発生 ・制限区域 など	第２回 府対策本部会議開催 ・発生状況 ・殺処分等計画 ・消毒ポイント設置 ・自衛隊派遣要請 など	府対策本部会議参加	緊急動員職員作業開始 ・農場で準備・待機 ・対策本部開催後 速やかに殺処分等 防疫措置開始
殺処分等の防疫措置実施	定期的に殺処分数等状況集約・発表	対策本部会議を適宜開催	自衛隊派遣	本格動員職員参集連絡 ・集合時間 ・集合場所 (現地対策本部等)

現地対策本部			
現地対策本部運営 ・資材調達等	殺処分等防疫措置 (◎発生地域のみ)	殺処分鶏・ 汚染物品の焼却等	消毒ポイント 設置・運営
(地域連携・振興部等)	(家畜保健衛生所) (農林商工部等)	(農林商工部等)	(建設部等)
現地対策本部	発生農場等	焼却施設等	消毒ポイント設置場所
 現地対策基地の運営 農場前線基地の運営 ※関係者で情報共有	 防疫措置(捕鳥) 防疫措置(ガス注入) ※関係者で情報共有	 焼却施設への搬入 焼却炉への投入 ※関係者で情報共有	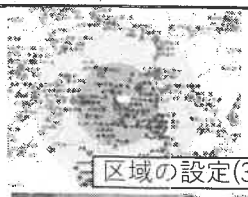 区域の設定(3,10km) 関係車両の車両消毒 ※関係者で情報共有
事務局職員参集 ◎スタータチーム(先遣隊)参集	◎鶏・卵など移動自粛要請		
第1回府対策本部会議参加 第1回現地対策本部会議開催 ・府対策本部会議を受け 構成員に指示 ◎調達資材の確保 ・農場前線基地用 照明、テント等 ◎スタータチーム(先遣隊)派遣 ・農場の封鎖 ・鶏舎周辺の消毒など	◎防疫資材の確保 ・資材の算定・受入 ◎疫学調査 ◎緊急動員職員受入準備 ・農場作業指示者移動	焼却施設との調整 ・焼却実施施設決定 ・焼却量・開始時間等 輸送車両の確保 ・必要台数 ・車両の大きさ	消 毒ポイント設置準備 ・道路管理者 ・交通管理者 消毒資材輸送・設営 ・噴霧器、消毒液等 調達資材の確保 ・照明、トイレ等
第2回府対策本部会議参加 第2回現地対策本部会議開催 ・府対策本部会議を受け 構成員に指示	◎殺処分命令 ◎緊急動員職員作業開始 ・現地で準備・待機 ・対策本部開催後 速やかに防疫措置 開始	焼却施設との調整 ・搬入時間・経路 ・搬入量 輸送車両調整 ・輸送経路	消毒ポイント公表・運用開始 ・疑似患畜確認後、 速やかに開始
定期的に状況報告 →府対策本部に ◎本格動員者の受入 ◎自衛隊活動拠点の設置 周辺農場の調査等	◎定期的に状況報告 →現地対策本部に	運搬・焼却の実施 (殺処分開始後) 定期的に状況報告 →現地対策本部に	定期的に状況報告 →現地対策本部に

◎：発生地域の現地対策本部のみ実施

府対策本部等の設置条件（京都府家畜伝染病等対策本部設置要綱抜粋）

家畜伝染病等	設置条件	
	府対策本部	府警戒本部
高病原性 鳥インフルエンザ 低病原性 鳥インフルエンザ	府内又は隣接府県の家きんで発生したとき	**①府内及び隣接府県以外の複数都道県の家きんで発生し、府内への感染拡大が予測されるとき** ②府内又は隣接府県の野鳥の検査で確定したとき
豚熱 アフリカ豚熱	府内の家畜で発生したとき	①隣接府県の家畜で発生したとき ②府内の野生いのししの検査で確定したとき ③本府から半径10km圏内の隣接府県において野生いのししの検査で確定したとき
口蹄疫	府内又は隣接府県の家畜で発生したとき	①隣接府県以外の他府県において家畜で発生し、府内への感染拡大が予測されるとき ②府内又は隣接府県の野生動物の検査で確定したとき